

## 5 貸付に必要な書類

借入申込みにあたっては、受験生チャレンジ支援貸付事業の利用要件を確認する書類以外に、以下の書類が必要です（書類により、区市町村窓口で原本確認し写しをとらせていただきます）。その他にも書類の提出が必要な場合があります。

### <共通書類※>

- 借入申込書
- 身分証明書  
（免許証、写真付き住基カード、健康保険証、個人番号カード（マイナンバーは伏せてご提示ください。なお、通知カードは身分証明書にはなりません）等）
- 子供の在学証明書または学生証  
（卒業証明書、高等学校卒業程度認定試験合格証明書等）
- 住民票  
\*マイナンバーは記載しない。発行から3か月以内。世帯全員、続柄が記載されているもの。また、都内に引き続き1年以上在住が確認できるもの
- 通帳等
- 借入申込者等（父母等養育者）の課税証明書  
\*最新のもの、課税所得額が記載、または総収入額、合計所得金額、所得控除額、扶養親族の状況等控除の内容が記載されているもの
- 借入申込者、連帯保証人および連帯借受人をたてる場合には法定代理人（親権者含む）の印鑑登録証明書  
\*貸付決定後、借用書提出時に発行から3か月以内のもの

### ※ひとり親の場合

ひとり親の行政サービスの利用が確認できる書類、または遺族年金証書  
（ひとり親家庭等医療費の助成（マル親）の医療証、児童扶養手当、児童育成手当（育成手当）の受給状況等の書類など）

### <学習塾等受講料貸付金 個別必要書類>

- 塾等のパンフレット・申込書など  
\*塾等の名称、開講年数、講座名および費用等が明記されたもの  
様式「学習塾等受講予定表」をご利用ください

### <受験料貸付金 個別必要書類>

- 入試要項（募集要項）等  
\*学校名、学部名、受験日、受験料が明記されたもので、学校が発行した冊子や学校ホームページからダウンロードしたもの

本事業は個人番号利用事務にはあたりません。そのため、個人番号（マイナンバー）が記載された状態での書類を提出しないようにしてください。

## 6 貸付のながれ

それぞれの資金について、区市町村の窓口でご相談・お申込みください。

1) 相談：対象要件の確認を行いますので、区市町村窓口へご相談ください。

2) 準備：必要な書類を用意し、借入申込書に記入（連帯保証人・連帯借受人を含む）します。状況によっては追加で書類の提出が必要な場合があります。

3) 提出：申込み関係書類を区市町村窓口に出します。

4) 審査：東京都社会福祉協議会で審査を行ないます。審査の結果により貸付けできない場合があります。

5) 通知：東京都社会福祉協議会から借入申込者および連帯保証人または連帯借受人の自宅宛に貸付決定通知（借受人には借用書を含む）が送付されます。（※A）

※借入申込書提出から貸付決定までに書類の不備等がなくても2～3週間必要です。

6) 借用書作成：借用書に、借受人・連帯保証人または連帯借受人等が自筆署名・押印（実印）（連帯借受人は認印で可）し、必要書類とともに区市町村窓口に出します。（※B）

7) 送金：貸付金が借受人本人口座に送金されます。

\*借用書提出から資金交付まで、2週間程度（借用書等に不備がない場合）必要ですので、ご了承ください（借用書の提出がなければ資金交付はされません）。

8) 領収書の提出：資金使途明記の書類（領収書等）を、必ず区市町村窓口に出します。

9) 償還開始：貸付をおこなった年度末から据置期間（6か月）の後、返済を開始します。

9) 免除申請：対象の学校へ入学した場合は、免除申請に係る書類を区市町村窓口に出します。

10) 償還完了：返済が完了すると、借用書が返送されます。

10) 免除承認：審査により、返済が免除されます。（※C）

※A 貸付決定通知は、居住確認のため転送不要郵便でそれぞれの貸付金（債権）ごとに送付されます。到着の確認ができない場合は、資金交付はされません。

※B 印鑑登録証明書は、原則借用書（債権）ごとに提出します。ただし、塾代と受験料について同時に借用書を提出した場合の印鑑登録証明書（原本）の添付は、1部でも構いません。

※C 償還免除については、「8 返済（償還）免除の申請について」をご覧ください。

### 【申込期間】

借入申込みの期間は、要支援者が貸付けの対象となる年度の4月1日から翌年1～2月中旬頃までです。相談、書類提出の最終締切日は各窓口で異なりますので、詳しくは区市町村窓口で早めに確認ください。

## 7 返済について

(1) 貸付金は、無利子です。ただし、借用書で約束した返済期限を過ぎても返済が完了しない場合は、残元金に対して年利5.0%の延滞利子が発生します。

(2) 返済方法

①借入額を返済月数で毎月返済する均等返済です（端数は最終回に上乗せ・返済回数は60回が上限）。

②返済は、原則として金融機関からの口座引落としです（債権ごとに引き落とし）。

\*虚偽の申請、不正な手段により貸付を受けた場合、また資金用途の変更や、他の事由に流用した場合、またはこの事業の目的に達成する見込みがないと認められるときには、資金全額を直ちに返還していただきます。

## 8 返済（償還）免除の申請について

受験生チャレンジ支援貸付金は、貸付対象となる学校（前頁※2）へ入学した場合、免除申請書の提出を行うことにより返済が免除（償還免除）されます。

償還免除申請には、入学した高校・大学等の在学証明書等の提出が必要です。

また、その他にも償還免除の適格要件に該当する場合、審査により返済が免除される場合がありますので、詳しくは区市町村窓口にお問い合わせください。

\*償還免除には、借入資金の使用用途の確認できる書類（様式「納入証明書」、領収書等）の提出が必要です。納入証明書等の提出がなければ償還免除にはなりません。なお、資金を一部使用しなかった場合等、納入証明書等の未提出分については、一括での返金が必要です。

\*償還免除には申請期限があり、申請期日を過ぎた場合は償還免除ができなくなりますので、ご注意ください。

\*受験生チャレンジ支援貸付金の返済が免除（償還免除）された場合は、免除された金額分は一時所得となりますので、必要に応じて確定申告等の手続きをしてください。

### ◆個人情報の取扱いについて

この資金のご利用に際して得た個人情報は、「東京都社会福祉協議会個人情報保護規程」に基づき取り扱います。  
(社会福祉法人東京都社会福祉協議会 〒162-8953 新宿区神楽河岸1-1 tel 03-3268-7189)

### ■ご相談窓口

〒196-0015  
東京都昭島市昭和町4-7-1  
社会福祉法人  
昭島市社会福祉協議会  
電話042(544)0388・(543)0903

最終締切日：平成31年 月 日

※最終の締切日は各窓口で異なりますので必ず確認の上、ご記入ください。